

# トルコにおける 実用新案出願制度 概要



ベーカー＆マッケンジー  
法律事務所  
(外国法共同事業)

トルコ弁護士/弁理士  
Mine Guner  
(イスタンブール  
事務所)

弁護士  
富本 聖仁  
(東京事務所)

弁護士  
岡田 次弘  
(東京事務所)

企業の知的財産権ポートフォリオの確立、その効率的な管理、権利行使、契約交渉等を、46か国に78の事務所を擁する世界的なネットワークを活用してサポートするグローバルな法律事務所。知的財産分野の専門家チームは、商標、特許、著作権、意匠、不当競争、営業秘密、ノウハウ、植物の育成者権等に関わる実務に精通している。トルコ知的財産権については、東京事務所とイスタンブール事務所が緊密に連携してアドバイスを提供している。

## トルコにおける実用新案出願手続

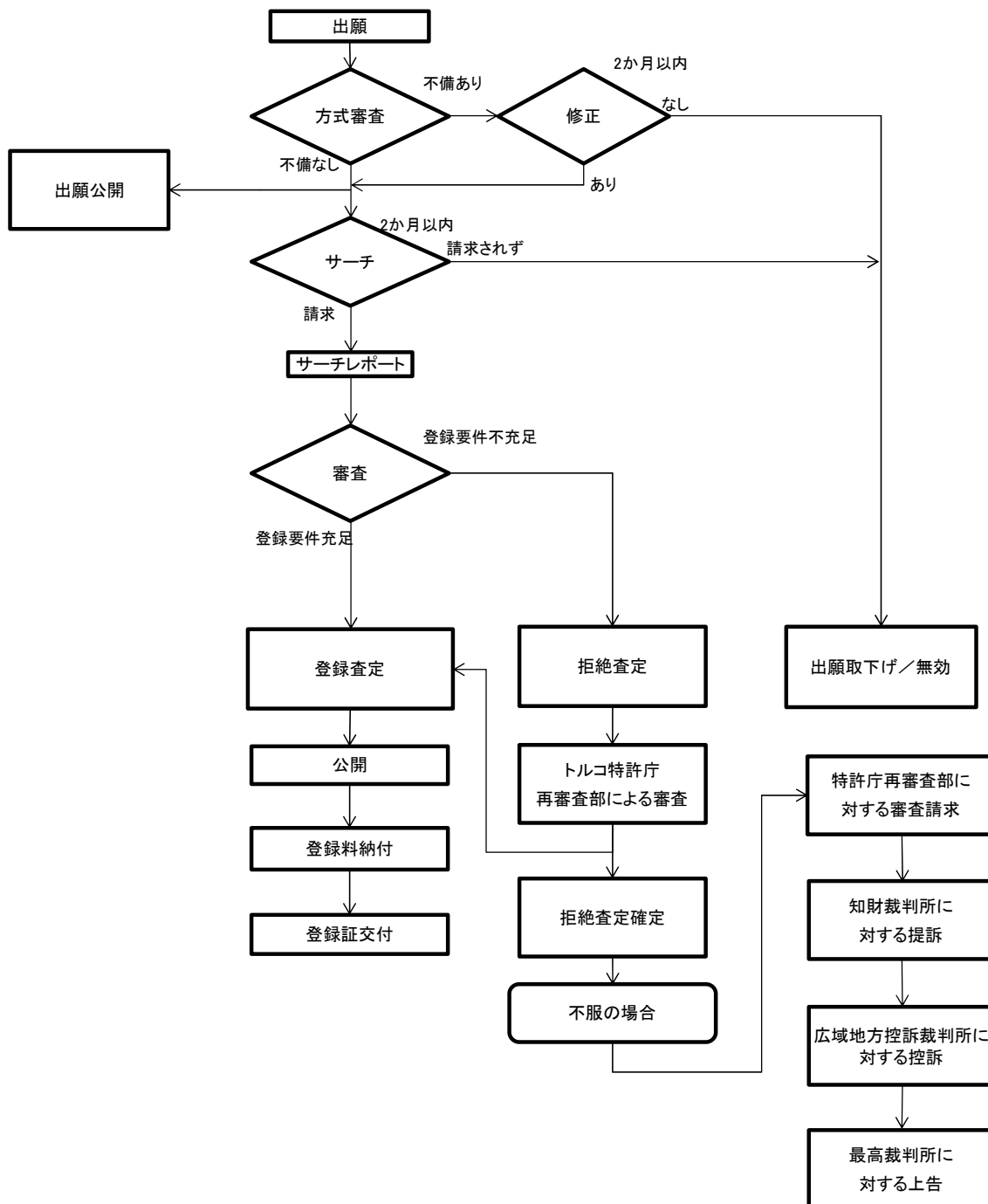
実用新案出願手続の概要は次ページのフローチャートのとおりである。

### (1) 方式審査

トルコ特許庁は、実用新案出願について方式審査を行い、方式審査において不備が見つかった場合には、出願人にその旨が通知される。出願人は、通知の日から2か月以内に不備を修正しなければならない。期限までに修正されない、または修正がトルコ特許庁に受理されない場合、出願は拒絶される。

方式審査において不備が見つからなかった場合、または不備が期限内に修正された場合で、かつ、出願時点においてサーチリクエストが提出されていない場合には、出願人は、サーチリクエストを提出するように促される。サーチリクエストを提出する場合、出願人は、方式審査において不備が無かった、または

### トルコ実用新案出願の流れ



不備が修正された旨の通知があった日から2か月以内に、サーチ料を支払わなければならない。出願当初の実用新案の範囲を拡大する修正は認められない。

## (2) サーチリクエストおよびサーチレポートの作成

サーチリクエストは、出願と同時に或は出願の完了から2か月以内に提出することができる。期限までにサーチリクエストが提出されない場合には、出願は無効となりうる。

サーチレポートは、出願に記載された実用新案登録請求の範囲を考慮して作成される。実用新案のサーチレポートは、新規性および産業上の利用可能性について作成され、進歩性については作成されない。

## (3) 公開

実用新案出願は、出願から18か月で公開される。出願人は早期公開を請求することもできる。

サーチレポートが出願公開よりも先に作成された場合には、サーチレポートも出願と共に公開されうる。

## (4) サーチレポートに対する異議および意見書の提出

サーチレポートの公開から3か月以内に、出願人はサーチレポートの内容に異議を述べることができる。異議には、関連する書面を添付しなければならない。

トルコ特許庁が、審査を経て実用新案登録査定を下す場合には、出願人はその通知を受ける。登録査定は考案と共に公報にて公開される。

実用新案登録後の異議申立制度はないが、産業財産法に定める一定の条件が満たされる場合には、裁判所が特許の無効を求める場合がある。

トルコ特許庁が、審査を経て、実用新案出願および対象となる考案が産業財産法に定める要件を満たさないと判断した場合には、出願は拒絶される。拒絶査定は出願人に通知され、公報で公開される。この決定に対しては、通知から2か月以内に、トルコ特許庁の再審査部に対して審査を求めることができる。

再審査部の決定はアンカラにある知的財産裁判所への提訴の対象となる。知的財産裁判所は第一審となり、その決定は、民事訴訟法の一般的なルールに従い、広域地方控訴裁判所および最高裁判所への上訴の対象となる。

ソース：

トルコ産業財産法：第 6769 号、2016 年 12 月 22 日

(編集協力：日本国際知的財産保護協会)